

第1回（仮称）柴田町総合体育館建設検討委員会での議事に関する論点整理

項 目	質 問 及 び 意 見	回 答 及 び 町 の 対 応 方 針
1	<p>(仮称)柴田町総合体育館建設検討委員会の位置付けについて</p> <p>(1) 検討委員会の目的や検討委員会にどのような責務や権限が与えられているのか。</p>	<p>よりよい総合体育館を建設するため</p> <p>(1) 要求水準書に反映させるための要素の洗い出し。 (2) 提案された事業内容や事業者選定に係る評価や助言。 (3) 検討委員会に優先交渉権者の選定に係る決定権はない。 (4) 最終的には、町の財政状況や事業規模等を考慮し、町の選定委員会で優先交渉権者を決定することとなる。</p>
2	<p>事業手法について</p> <p>(1) 現時点では、PFI以外のPPP手法や公設公営も選択肢として残っているという認識でよいのか。 (2) 官民連携ありきで進められている印象を受けた。公設公営の可能性は完全になくなったということか。 (3) 公設公営とは異なる手法を検討するのは建設資金の問題なのか。</p>	<p>(1) この検討委員会では、PFIやその他のPPP手法に基づき提案された事業スキームが（仮称）柴田町総合体育館建設事業として有効なのかどうか評価を行っていただく。 (2) 実施方針においては、様々な事業スキームや組み合わせを可能とする選択制を提示している。 (3) 従って、検討委員会では、公設公営による建設手法は除外して検討することになる。 (4) 公設公営での建設手法だと、建設時に約10億円程度の現金がないと着手できない。着手時に約10億円を確保するには今後5年程度かかる。 (5) PPP手法を導入するメリットにコストの効率化があるが、それ以上に、建設着手時に、町が約10億円の現金を用意できなくても民間の資金を活用することで、容易に、建設に踏み出せるというのが大きなポイント。 (6) また、PPP手法であれば維持・管理運営費も含めて、財政の平準化が可能となり、長期的にはメリットが出やすい。</p> <p style="text-align: center;">[町の対応方針]</p> <p>※ 柴田町議会令和4年3月会議の前に、従来の公設公営に基づく建設手法と、PPPによる建設手法とを比較検討していただけるよう、全員協議会等において説明する。</p>
3	<p>柴田町総合体育館基本設計の取扱いについて</p> <p>(1) 原則、柴田町総合体育館基本設計のままとするのか、または、民間事業者による設計変更も可能とするのか。</p>	<p>(1) 柴田町総合体育館基本設計の変更は可能である。 (2) 柴田町総合体育館基本設計は、町が想定する施設規模に対する事業費総額の目安を示したものと考えてもらいたい。</p> <p style="text-align: center;">[町の対応方針]</p> <p>※ 町としては、観客席付き、バスケットコート2面を確保できる広さ、また防災機能付き、を最低条件と考えているが、今後の検討委員会での意見及び、財政の将来負担を考慮しながら、検討していく。</p>
4	<p>公共施設等総合管理計画における総合体育館の位置付けについて</p> <p>(1) 今回建設する総合体育館は、町の公共施設等総合管理計画ではどのように位置づけられているのか。 (2) 維持管理・運営費が公共施設等総合管理計画に組み込まれ、費用面でも問題なしとされているのか。 (3) 3つの体育館を1つにする前提条件の中で、必要な機能を備えた最適な提案をするのが町外出身委員の役割であると認識している。</p>	<p>(1) 公共施設等総合管理計画では「もともとあった3カ所の体育館を集約化する」といった方向性を示した程度で、維持管理・運営費等の裏付まで記述されていない。 (2) 3つの体育館をハード面(施設や設備)で集約するというのではなく、あくまでも、運営面での機能の集約化を図るものである。ただし、防災機能は外せないのが今回のポイント。</p> <p style="text-align: center;">[町の対応方針]</p> <p>※ 公共施設等総合管理計画の個別施設計画では、船岡体育館については、「総合体育館完成後、住民、利用者の意向を確認する」、槻木体育館については、「総合体育館完成後、地域や利用団体と調整し、廃止時期を検討する」こととしている。</p>
5	<p>要求水準書について</p> <p>(1) 基本設計を見る限り、これを総合体育館と呼べるのか疑問である。例えば、武道館もないし、災害発生時の避難所機能として個室が少ない等、十分ではない。 (2) 柴田町の新しい総合体育館は「やる」スポーツばかりでなく、「見る」スポーツも重要な要素である。 (3) 利用者からは、民間事業者が参入することで、使い勝手や利用料金などへの面で不安がある。 (4) 基本設計時から行政の意向も変わっていることから、町民の意見も変わっているかもしれないので、予め、町民の意見を聞いておくことも重要である。 (5) 要求水準の骨子とその根拠を事務局側で固め、それに対して意見を出す形の方がやりやすい。</p>	<p>(1) これまで、基本構想、基本設計を作成するにあたり、住民やスポーツ団体等、様々な団体から何十回となく意見は聞いてきた、行政としては手戻りは避けたい。 (2) 要求水準は非公開との位置づけであり、先行して出すのは困難だが、改めて、委員の皆様が意見を出しやすい、また、検討しやすいやり方を考えていきたい。</p> <p style="text-align: center;">[町の対応方針]</p> <p>※ 総合体育館建設事業に関連した附帯事業や余剰地の活用については、基本設計にはない要素となることから、検討委員会委員から今後意見をもらいたいと考えている。</p>

[今後の予定]

- ・第1回（仮称）柴田町総合体育館建設検討委員会の概要については、広報しばた9月号により、町民へ周知を図る。
- ・PPP手法による（仮称）柴田町総合体育館建設について、さらに、住民の理解を深めるため、9月以降に、住民説明会の開催を検討する。